

- (4) 当該工事に一級建築士又は、一級施工管理技士の資格を有した管理技術者を専任で配置出来る者
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者、または民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続または再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (7) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県及び県内自治体の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (8) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県及び県内自治体の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (9) 当法人の理事が役員に就いている企業でないこと。

4. 一般競争入札参加資格等確認申請書の配布

- (1) 配布場所 埼玉県桶川市倉田513
社会福祉法人彩明会本部
TEL 048-728-9843
- (2) 配布期間 2019年6月10日（月）から2019年6月14日（金）
- (2) 受付時間 10：00から17：00まで

5. 一般競争入札参加資格等確認申請書の提出及び審査結果の通知

- (1) 提出期間 2019年6月10日（月）から2019年6月21日（金）
- (2) 受付時間 10：00から17：00まで
- (3) 提出場所 埼玉県桶川市倉田513
社会福祉法人彩明会本部
TEL 048-728-9843
- (4) 提出方法 直接持参
- (5) 提出書類 ①一般競争入札参加資格等確認申請書（様式有）
②一般競争入札参加資格等確認資料（様式有）
③入札参加資格申請日現在有効な建設業許可の写しまたは証明書
④平成31・32年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格審査結果通知書（写）
⑤経営事項審査結果の総合評定値通知書（写）
⑥役員名簿（任意様式）
- (6) 結果通知 当法人において審査後入札参加資格の有無に限らず、6月27日（木）17：00までにメールにて通知します。尚、通信状況などの理由により上記日時までにメールが届かない場合は、同日17：30までに上記に電話にて問い合わせください。

6. 設計図書等の配布

- (1) 配布方法 審査の結果入札参加について適格と判断した建設会社に、審査結果通知時に併せて送付
- (2) 配布内容 設計図書、入札説明書、入札関係様式 等
- (3) 配布日時 2019年6月27日（木）17：00まで
- (4) 現場説明会 実施しない

7. 入札日程等

- (1) 公告日 2019年6月 7日（月）
- (2) 入札参加確認申請書配布日時 2019年6月10日（月）～2019年6月14日（金）
- (3) 入札参加確認申請書提出日時 2019年6月10日（月）～2019年6月21日（金）
- (4) 入札参加結果通知日時 2019年6月27日（木）
- (5) 設計図書等配布日時 2019年6月27日（木）
- (6) 質疑書提出日時 2019年7月 5日（金）
※詳細は入札説明書により通知する。
- (7) 入札日時 2019年7月22日（月）（即日開札）
※時間、場所は入札説明書により通知する。

8. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した事業者のうち、最低価格で入札した者で、見積書の積算内容が適正（積算漏れがない等）と認められた事業者とする。
なお、最低価格で落札した事業者であっても見積書の内容に不備があった場合は、落札失格とすることができる。その場合、順次最安の事業者の見積書を精査し適正と認められた事業者とする。
失格となった事業者へは、その理由を文書にて通知する。
- (2) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。（再入札は1回とする）
- (3) 上記（2）によっても落札者がいない場合は、最低制限価格以上且つ最低価格で入札した者と交渉により随意契約を行うものとする。
- (4) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

9. 入札に当たっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 入札参加にあたっては入札日当日に入札金額見積内訳書を持参すること。また、初度入札における落札者は入札金額見積内訳書を提出すること。ただし、再度入札における落札者、または落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者は、入札金額見積内訳書を後日提出すること。
- (5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札日当日に提出すること。
- (6) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。
 - ① 入札に参加する資格のない者がした入札
 - ② 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
 - ③ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
 - ④ 談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ⑤ 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札
 - ⑥ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - ⑦ 次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 入札書の押印のないもの
 - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - ウ 押印された印影が明らかでないもの
 - エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - キ 2以上の入札書を提出した者、又は2以上の者の代理をした者
 - ⑧ 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

10. 契約方法等

- (1) 様式契約に関する細目は民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款に準拠する。（必要に応じた補正を行うこと）
- (2) 契約保証金の徴収は免除する。
- (3) 工事履行保証措置は、工事履行保証保険（工事請負額の10分の1以上の金額を保証）によることとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。
- (4) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、県、市等から指導があった場合には従うこと。
- (5) 一括下請負契約を行わないこと。
- (6) 本契約の締結は本法人の理事会で承認を受けた後とする。
- (7) 請負代金の支払時期に関しては、契約時、中間時、竣工時の3回とし、詳細については入札説明書により別に定める通りとする。

以上